



新規航空会社として初の「更新耐空証明検査」の自社化について

～ 航空法第 20 条に基づく航空機の整備・検査に関する事業場の認定を受けました～

北海道国際航空株式会社(本社:札幌市、代表取締役社長:滝澤 進、以下:エア・ドゥ)は、2007 年 3 月 29 日付けで、国土交通大臣より、航空法第 20 条の規定に基づき、航空機の整備と検査の 2 つの能力について一定の技術上の基準に適合する事業場としての認定(認定事業場)を受けました。これは、新規航空会社としては初めてのことです。

本認定により、これまでは航空局検査官又は既に事業場としての認定を受けた他社へ委託して行っていた航空機の「更新耐空証明検査()」の業務の大部分を自社で行うことができるようになり、整備業務の円滑な遂行と経費の低減に寄与することになります。

なお、航空法の一部改正に伴い、全ての定期航空運送事業者について、本年 3 月 29 日までに、航空法第 20 条に基づく航空機の整備に関する能力についての事業場としての認定を受けることが原則として義務付けられておりますが、航空機の検査の能力についても事業場としての認定を受けたのは、上記のとおり新規航空会社としては当社が初めてです。

今般の認定により、当社としての責任も重くなりますが、企業理念である「安全を絶対的使命として追求」することに全社一丸となって取り組み、お客様のご期待に応えてまいります。

・「更新耐空証明検査」について

航空機の耐空性を検査するもので、各機、1 年に 1 回の実施が義務付けられている。日常発生しづらいトラブル状況(エンジン停止等)をつくり航空機の安全性をチェックする。書類検査、実機チェック(地上)、実機チェック(フライト時)を行い、検査に合格すれば安全基準適合証が発行され、当該適合証を基に航空局より耐空証明証が発行される。

当社では今後、社内の確認主任者が、検査に合格した航空機について安全基準適合証を発行することができる。